

## 矢板武記念館の使用に関する規定

矢板武記念館（以下「記念館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めま  
す。

1. 使用を希望する方（個人、団体、企業等）は、生涯学習課で空き状況をご確認の上、「矢板武記念館使用申請書」を使用する3か月前～7日前までに生涯学習課に提出してください。
2. 使用中は、一般観覧者の迷惑にならないようご注意ください。
3. 使用後は、掃除や消灯、戸締り等を確認し、使用報告書を記念館受付に提出してください。（掃除道具は記念館スタッフに申し出てください。）また、ごみはお持ち帰りください。
4. 使用できる日は原則として記念館開館日とします。
5. 使用時間は原則として記念館開館時間（4月～10月は9時30分～16時、11月～3月は10時～15時）となります。（会場準備等で開館時間外に使用する場合には事前に生涯学習課にご相談ください。）
6. 使用料は当面無料ですが、入館者については規定の入館料を記念館受付でお支払いください。（事前の準備等でスタッフが入る場合、入館料は不要です。その際は記念館受付で許可書を提示してください。）
7. 母屋及び土蔵は土足厳禁・火気厳禁です。（土蔵については、土足で使用する場合は、シートを敷いてください。）
8. 施設や備品を破損等した場合は、弁償していただきます。
9. 記念館に駐車場はありませんので、矢板市役所駐車場をご利用ください。
10. 記念館は敷地内禁煙です。
11. 以下に該当する場合は、使用は認められません。また、使用を許可した後でも以下に該当すると判断した場合は、使用を取り消します。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
  - (3) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (4) その他管理上支障があると認められるとき。
12. 記念館は市指定文化財ですので、建物や設備の取扱いには細心の注意を払ってお使いください。